

計金額が5億円未満の工事に係るもの

(1) 工費が2億円以上の工事に係るもの

(2) 工費が2億円未満の工事に係るもの

イ 建築工事に係るもの

(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの

(ロ) (イ)以外のもの

a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの

b 中部総合事務所の所管区域に係るもの

c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

ロ 設備工事に係るもの

(イ) 工費が6,000万円以上の工事に係るもの

(ロ) 工費が6,000万円未満の工事に係るもの

a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの

b a以外のもの

(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの

(b) 中部総合事務所

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所長

東部総合事務所長

中部総合事務所長

								所の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の	西 部 総 合 事 務 所 所 長
								7 同規則第28条の 規定による下請負 者等に関する報告 の要求 (一) 営繕に係 る本庁舎等の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 に係るもの (2) 中部総合 事務所に係る もの (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 に係るもの	東 部 総 合 事 務 所 所 長 中 部 総 合 事 務 所 所 長 西 部 総 合 事 務 所 所 長
								8 同規則第30条第 11項の規定による 工事の監督の委託 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工 事 費 (請負契約の 締結後に工事 費を変更した 場合にあつて は当初の工事 費。総務課の 項の五におい て同じ。)が 2億円以上請 負対象設計金 額が5億円未 満の工事に係 るもの (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の	
								9 同規則第30条第 11項の規定による 工事の監督の命令 (一) 営繕に係る 本庁舎等の工事 に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 に係るもの (2) 中部総合	東 部 総 合 事 務 所 所 長 中 部 総 合 事 務 所

	事務所に係るもの (3) 西沼総合事務所及び日野総合事務所に係るもの						所長 西沼総合事務所長
10	同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西沼総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西沼総合事務所長

		総合事務所 の 所管区 域に係 るもの				
<p data-bbox="1295 1061 1385 1106">東部総合事務所 所長</p> <p data-bbox="1295 1256 1385 1301">中部総合事務所 所長</p> <p data-bbox="1295 1391 1385 1435">西部総合事務所 所長</p>		<p data-bbox="909 320 1061 495">11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p data-bbox="909 495 1061 577">(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 577 1061 660">(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 660 1061 743">(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 743 1061 826">(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 826 1061 884">イ 建築工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 884 1061 987">(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 987 1061 1070">(ロ) (イ)以外のもの</p> <p data-bbox="909 1070 1061 1245">a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p data-bbox="909 1245 1061 1384">b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p data-bbox="909 1384 1061 1581">c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p data-bbox="909 1581 1061 1626">ロ 設備工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 1626 1061 1729">(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 1729 1061 1854">(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 1854 1061 1995">a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p data-bbox="909 1995 1061 2042">b a以外のもの</p>				

の
(2) 工事費が
2億円未満の
工事に係るも
の
イ 建設工事
に係るもの
(イ) 営繕
費に係る
本庁舎等
の工事に
係るもの
(ロ) (イ)
以外のも
の
a 東部
総合事
務所及
び八頭
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの
b 中部
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの
c 西部
総合事
務所及
び日野
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの
ロ 設備工事
に係るもの
(イ) 工事
費が6,000
万円以上
の工事に
係るもの
(ロ) 工事
費が6,000
万円未満
の工事に
係るもの
a 営繕
費に係
る本庁
舎等の
工事に
係るも
の
b a以
外のも
の
(a) 東部
総合
事務所
及び八
頭総合
事務所
の所管
区域に
係るも
の
(b) 中部
総合事
務所の
所管区
域に係
るもの

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの				西部総合事務所長
17 同条第2条第1項の規定による 工期の短縮の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建設工事に係るもの (イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 管理費に係る本庁舎等の工事に				東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

		係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所 <small>の</small> 所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
		18 同規則第42条第21項の規定による通常必要とされる工期を満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所 <small>の</small> 所管区域に係るもの b 中部					東部総合事務所長 中部総合事務所長

									<p>総務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>□ 設備工 事に係 るもの</p> <p>(イ) 工 費が6,000 万円以 上の工 事に係 るもの</p> <p>(ロ) 工 費が6,000 万円未 満の工 事に係 るもの</p> <p>a 普 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a)</p> <p>東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b)</p> <p>中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c)</p> <p>西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>	<p>所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p>
19	同規則第42条第 31項の規定による 請負代金の変更及 び必要な負担の決 定									
	(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの									
	(二) 請負対象設									

計金額が5億円未満の工事に係るもの

(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの

(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの

イ 建築工事に係るもの

(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの

(ロ) (イ)以外のもの

a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの

b 中部総合事務所の所管区域に係るもの

c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

ロ 設備工事に係るもの

(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの

(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの

a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの

b a以外のもの

(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの

(b) 中部総合事務所

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所長

東部総合事務所長

中部総合事務所長

																									西部総合事務所 所長	
																									東部総合事務所 所長	
																								中部総合事務所 所長		
																								西部総合事務所 所長		

	に係るもの				
	□ 設備工事に係るもの (イ) 工費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工費が6,000万円未満の工事に係るもの a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東 部 総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中 部 総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西 部 総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの				東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
22	同条例第48条第21項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの				東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

23 同規則第49条第 1項の規定による 設備図書の変更の 決定	(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの	(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの	(1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の	(2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の	イ 建築工事 に係るもの	(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの	(ロ) (イ) 以外のも の	a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	ロ 設備工事 に係るもの	(イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの	(ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの	a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の	b a以 外のも の	(a) 東部 総合 事務 所及 び八 頭総 合事	東部総合事務 所長	中部総合事務 所長	西部総合事務 所長	東部総合事務 所長
---	--	--	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------	--	----------------------	--	---	--	-----------------	---	---	--	------------------	---	--------------	--------------	--------------	--------------

		務所の管区域に係るもの				中部総合事務所長
		(b) 中部総合事務所 の管区域に係るもの				
		(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の管区域に係るもの				西部総合事務所長
	24 同規則第2条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託					
	(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの					
	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの					
	(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの					
	(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの					
	イ 建築工事に係るもの					
	(イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの					東部総合事務所長
	(ロ) (イ)以外のもの					中部総合事務所長
	a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管区域に係るもの					西部総合事務所長
	b 中部総合事務所 の管区域に係るもの					
	c 西部総合事務所及び日野総合事務所 の					

		<p>所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	
25	同規則第7条第11項の規定による工事目的物の使用	<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p>						

	(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの	
	(ロ) (イ)以外のもの	
	a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの	東部総合事務所 所長
	b 中部総合事務所 の所管区域に係るもの	中部総合事務所 所長
	c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの	西部総合事務所 所長
	□ 設備工事に係るもの	
	(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの	
	(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	
	a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの	
	b a以外のもの	
	(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの	東部総合事務所 所長
	(b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの	中部総合事務所 所長
	(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの	西部総合事務所 所長

			<p>合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長</p>
26	<p>同規則第7条第31項の規定による増加費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a)</p>								<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長</p>

	<p>東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の （b） 中 部 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の （c） 西 部 總 合 事 務 所 及 び 日 野 總 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>						<p>所長</p> <p>中部總合事務 所長</p> <p>西部總合事務 所長</p>
27	<p>同規則第8条第 1項の規定による かしの修補及び損 害の賠償の請求 （一）請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの （二）請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>						
28	<p>同規則第9条第 2項（同規則第6 条第2項において 準用する場合を含 む。）の規定によ る請負代金の支払 （一）請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの （二）請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの （1）建設工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの （イ）東部 總合事務 所及び八 頭總合事 務所の所 管区域に 係るもの （ロ）中部 總合事務 所の所管 区域に係 るもの</p>						<p>東部總合事務 所長</p> <p>中部總合事務 所長</p>

															(ハ) 西部 総合事 務所及 び日 野総合 事務所の 所管区域に 係るもの						西部総合事務 所長
															(2) 設備工 事に係るもの						
															イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの						
															ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 滿の工事に 係るもの						
															(イ) 管理 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの						
															(ロ) (イ) 以外のもの						
															ア 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの						東部総合事務 所長
															イ 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの						中部総合事務 所長
															エ 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの						西部総合事務 所長
															29 同規則第30条第 2項の規定による 前払金に係る認定						
															(一) 管理費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの						
															(二) (一)以外の もの						
															(1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの						東部総合事務 所長
															(2) 中部総合 事務所の所管 区域に係るもの						中部総合事務 所長
															(3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの						西部総合事務 所長
															30 同規則第31条第 2項の規定による 請負代金の前払						
															(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの						
															(二) 請負対象設 計金額が2億円 未滿の工事に係						

			<p>るもの (1) 建設工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設け工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>			<p>東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長</p>
31	<p>同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所</p>				<p>東部総合事務所長</p>	

<p>の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>
<p>32 同規則第6条第4項の規定による請負代金の担保払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>		<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p> <p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p>

	総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									所長
34	同規則第9条第11項及び第70条第11項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 管理費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

																										東部総合事務 所長
																									中部総合事務 所長	
																									西部総合事務 所長	
																									東部総合事務 所長	
																									中部総合事務 所長	
																									西部総合事務 所長	

(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの

(b) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの

(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの

35 同規則第2条第1項の規定による請負代金の支払
 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの
 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの
 (1) 建築工事に係るもの
 イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの
 ロ イ以外のもの
 (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
 (ロ) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの
 (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの
 (2) 設備工事に係るもの
 イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの
 ロ 請負対象

東部総合事務所長
 中部総合事務所長
 西部総合事務所長
 東部総合事務所長
 中部総合事務所長
 西部総合事務所長

	<p>6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所長
37	<p>同規則第2条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以</p>						東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長